

東かがわ市告示第 114 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 44 条の 3 第 1 項及び同条第 2 項の規定に基づき、
違法放置等物件を除去し保管したので、同条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 12 日

東かがわ市長 上村 一郎

- 1 違法放置等物件の名称、数量
自転車 1 台
- 2 違法放置等物件が放置されていた場所及び除去した日
場所 市道 西村番屋線（東かがわ市西村 246 番 4）
日時 令和 8 年 8 月 12 日
- 3 違法放置等物件の保管を始めた日及び保管場所
保管日 令和 8 年 8 月 12 日
保管場所 東かがわ市役所 駐輪場（東かがわ市湊 1847 番地 1）
- 4 保管する期間
除去し保管した日から令和 9 年 2 月 12 日まで
- 5 返還事務を行う場所及び時間
東かがわ市事業部建設課 平日 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで
- 6 返還を受けるために必要な事項
（1）違法放置等物件の占有者、所有者その他当該違法放置等物件について権原を有する者であることを証明するもの
（2）マイナンバーカード、運転免許証等本人であることを確認できるもの
- 7 問い合わせ先
東かがわ市事業部建設課 建設管理グループ
電話番号 0879-26-1302
FAX 番号 0879-26-1342